

神奈川県青少年保護育成条例施行規則

(平成 22 年 12 月 28 日神奈川県規則第 119 号)

(事務の委任)

第 1 条 神奈川県青少年保護育成条例（昭和30年神奈川県条例第 1 号。以下「条例」という。）に基づく次に掲げる事務（相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、南足柄市、葉山町、開成町、真鶴町及び湯河原町の区域における事務（第 1 号から第 3 号までに掲げる事務に限る。）を除く。）のうち、横浜市及び川崎市の区域以外の区域における事務は、地域県政総合センター所長に委任する。

- (1) 条例第11条第 2 項の規定により、有害図書類の陳列の方法又は場所の変更その他必要な措置を勧告すること。
- (2) 条例第11条第 3 項の規定により、勧告を受けた者に対して当該勧告に従うべきことを命ずること。
- (3) 条例第11条第 4 項の規定により、命令に従わない者の氏名等を公表すること。
- (4) 条例第13条第 4 項の規定により、同条第 3 項に規定する行為の停止その他必要な措置を勧告すること。
- (5) 条例第14条第 2 項の規定により、団体表示図書類の陳列の方法又は場所の変更その他必要な措置を勧告すること。
- (6) 条例第16条第 1 項の規定により、自動販売機等に係る届出を受理すること。
- (7) 条例第16条第 3 項の規定により、自動販売機等に係る届出事項の変更又は自動販売機等の使用の廃止の届出を受理すること。
- (8) 条例第16条第 4 項の規定により、自動販売機等届出済番号票を交付すること。
- (9) 条例第23条第 1 項の規定により、利用カードの販売場所に係る届出を受理すること。
- (10) 条例第23条第 2 項の規定により、利用カードの販売場所に係る届出事項の変更又は利用カードの販売場所の廃止の届出を受理すること。

(有害役務提供営業の内容)

第 1 条の 2 条例第 7 条第 10 号ア及び同条第 11 号アに規定する規則で定める姿は、次に掲げるものとする。

- (1) 水着を着用した姿その他の身体の輪郭が強調される姿
 - (2) 下着又は身体のうち通常下着に覆われている部分を容易に視認し、又は透視することができる姿
- 2 条例第 7 条第 10 号イ及び同条第 11 号イに規定する規則で定める営業は、次に掲げるものとする。
- (1) 客に接する業務に従事する者の顔、胸部、腹部、でん部又は大たい部を客の体に接触させる役務を提供するもの
 - (2) 客の体を客に接する業務に従事する者の体に接触させる役務を提供するもの
- 3 条例第 7 条第 10 号ウに規定する規則で定める設備は、つい立て、棚、カーテンその他の施設の内部を仕切ることができるもの又は椅子（高さが 80 センチメートル以上で、背当があるものに限る。）により区画された個室に準ずるものとする。
- 4 条例第 7 条第 10 号エに規定する規則で定める営業は、次に掲げるものとする。
- (1) 客に接する業務に従事する者を撮影した画像又は映像を広告又は宣伝に用いるもの
 - (2) 客に接する業務に従事する者を客が指定することができるもの
 - (3) 客に接する業務に従事する者が、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校において児童又は生徒に着用を義務付け、又は推奨する衣服を着用するもの
- 5 条例第 7 条第 10 号オに規定する規則で定める営業は、前項第 1 号又は第 2 号に掲げるものとする。

(有害興行等の指定の基準)

第 2 条 条例第 9 条第 1 項第 1 号に規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 男女の肉体の全部又は一部を露骨に描写し、正常な性的羞恥心を害し、又は卑わいな感じを与えるものであること。
- (2) 性交、自慰若しくは排せつの姿態又は変態性欲に基づく行為を露骨に描写しているものであること。

- (3) 性行為を露骨に描写し、又は容易に連想させ、正常な性的羞恥心を害し、又は卑わいな感じを与えるものであること。
- (4) せりふ、会話、口上、音楽その他音声による表現が、正常な性的羞恥心を害し、又は卑わいな感じを与えるものであること。
- (5) その他表現が前各号に掲げるものと同程度に正常な性的羞恥心を害し、又は卑わいな感じを与え、青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがあるものであること。
- 2 条例第9条第1項第2号に規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。
- (1) 殺人、傷害又は暴行、物の損壊、動物の虐待その他粗暴な行為を殊更に賛美するような描写をしているものであること。
- (2) 殺人、傷害又は暴行、動物の虐待その他粗暴な行為を残忍又は陰惨に描写しているものであること。
- (3) その他表現が前2号に掲げるものと同程度に青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるものであること。
- 3 条例第9条第1項第3号に規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。
- (1) 殺人、傷害、窃盗、詐欺、麻薬及びこれに類する薬物の濫用その他の犯罪又は自殺を殊更に肯定し、又はこれらの行為の実行を勧め、若しくは唆すような描写をしているものであること。
- (2) 殺人、傷害、窃盗、詐欺、麻薬及びこれに類する薬物の濫用その他の犯罪又は自殺の手段又は実行行為に至る経過を模倣することができるよう詳細に、又は具体的に描写しているものであること。
- (3) その他表現が前2号に掲げるものと同程度に青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるものであること。

(有害図書類とする図書類等の内容)

第3条 条例第10条第2項第1号及び第21条第1項に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵（陰部を覆い、ぼかし、又は塗り潰しているものを含む。）とする。

(1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの

- ア 大たい部を開いた姿態
- イ 陰部、でん部又は胸部を誇示した姿態
- ウ 人同士の愛ぶの姿態
- エ 自慰の姿態
- オ 排せつの姿態
- カ 緊縛の姿態

(2) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの

- ア 性交、性交を連想させる行為又は性器の接触行為（イ又はウに該当するものを除く。）
- イ 強制性交等その他の陵辱行為
- ウ 変態性欲に基づく行為

2 条例第10条第2項第2号に規定する規則で定める場面は、前項各号のいずれかに該当するものを描写した場面（陰部を覆い、ぼかし、又は塗り潰しているものを含む。）とする。

(有害図書類の区分陳列等)

第4条 条例第11条第1項の規定による有害図書類の陳列は、次の各号のいずれかに該当する陳列とする。

(1) 間仕切り等により仕切られた場所で、かつ、内部を容易に見通すことができない措置がとられた場所に有害図書類を陳列すること。

(2) ビニール包装、ひも掛けその他の方法により容易に閲覧できない状態にし、かつ、次のア又はイに掲げる方法により陳列すること。

- ア 有害図書類以外の図書類を陳列する棚と60センチメートル以上離れた棚に、有害図書類をまとめて陳列すること。ただし、有害図書類を陳列する棚を、有害図書類以外の図書類を陳列す

る棚の背面に設置する場合を除く。

イ 有害図書類から10センチメートル以上張り出す仕切り板（透視できない材質のものとする。）を設け、当該仕切り板と仕切り板の間に、有害図書類をまとめて陳列すること。

(3) 図書類の販売又は貸付けに従事する者が常駐するカウンターの上又は当該カウンターの内側に有害図書類をまとめて陳列すること。

2 図書類の販売又は貸付けを営む者は、前項の規定による有害図書類の陳列をするときは、条例第11条第1項に規定する有害図書類の陳列場所の見やすい箇所に、有害図書類を青少年に販売し、若しくは貸し付け、又は読ませ、聴かせ、若しくは見せることができない旨を、容易に判読できる大きさの文字で掲示しなければならない。

3 条例第11条第4項に規定する規則で定める事項は、命令を受けた者の氏名、命令の内容並びに店舗の名称及び所在地とする。

4 条例第11条第4項の規定による公表は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

(団体の指定の基準)

第5条 条例第13条第1項に規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 定款、規約等団体の目的及び組織を明らかにする書類を整備していること。

(2) 図書類の審査に係る適切な手続を整備していること。

(3) 前2号に規定する事項を周知する措置を講じていること。

(団体表示図書類の陳列場所の制限)

第6条 条例第14条第1項の規定による団体表示図書類の陳列は、次の各号のいずれかに該当する陳列とする。

(1) 床面から150センチメートル以上の高さの位置に団体表示図書類を陳列していることを明らかにした仕切り板を設け、当該仕切り板と仕切り板の間に、団体表示図書類をまとめて陳列すること。

(2) 施錠されたガラス製等のケースに収納し、陳列すること。

2 図書類の販売又は貸付けを営む者は、前項の規定による団体表示図書類の陳列をするときは、条例第14条第1項に規定する団体表示図書類の陳列場所の見やすい箇所に、団体表示図書類を青少年に販売し、若しくは貸し付け、又は読ませ、聴かせ、若しくは見せることができない旨を、容易に判読できる大きさの文字で掲示するよう努めなければならない。

(有害玩具類とする玩具類の内容)

第7条 条例第15条第2項第1号に規定する規則で定める形状、構造又は機能を有するものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 性器の形状をなし、又はこれに著しく類似するもの

(2) 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有するもの

(3) 全裸又は半裸の人形（気体又は液体で膨張させ人形となるものを含む。）

(自動販売機等の設置の届出等)

第8条 条例第16条第1項の規定による届出は、自動販売機等届出書（第1号様式）により行わなければならない。

2 前項の自動販売機等届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 自動販売機等の設置場所付近の見取図及び配置図

(2) 自動販売機等管理者の住所付近の見取図

(3) 届出者の住民票の写し（法人にあっては、法人の登記事項証明書）

(4) 自動販売機等の設置場所の提供者が自動販売機等の設置を承諾していることを証する書類（設置場所の提供者が当該設置場所の所有者でない場合には、当該提供者及び所有者が承諾していることを証する書類）

3 条例第16条第1項第7号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 自動販売機等の設置場所の提供者の氏名又は名称、住所又は事務所の所在地及び電話番号

(2) 自動販売機等により販売又は貸付けを営もうとする者と当該自動販売機等の所有者とが異なる

るときは、当該所有者の氏名又は名称、住所又は事務所の所在地及び電話番号

4 条例第16条第3項の規定による届出は、自動販売機等の届出事項変更（使用廃止）届出書（第2号様式）により行わなければならない。

5 前項の自動販売機等の届出事項変更（使用廃止）届出書には、第2項各号に掲げる図書のうち、変更事項に係る図書を添付しなければならない。

6 条例第16条第4項に規定する自動販売機等届出済番号票は、第3号様式とする。

7 条例第16条第5項の規定による表示は、自動販売機等届出表示（第4号様式）により行わなければならない。ただし、届出者の氏名又は名称、住所又は事務所の所在地及び電話番号を記載した書面で知事が認めたものによる場合は、この限りでない。

（有害広告文書の頒布方法等）

第9条 条例第21条第2項ただし書に規定する規則で定める方法は、内容物が透視できない封筒又は袋でその納入口を封じ、その外部に18歳以上の受取人の氏名を記載する方法とする。

2 条例第21条第2項ただし書に規定する規則で定める場所は、18歳未満の者が居住していない住居とする。

（利用カード販売の届出）

第10条 条例第23条第1項の規定による届出は、利用カード販売届出書（第5号様式）により行わなければならない。

2 前項の利用カード販売届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

（1） 販売場所付近の見取図

（2） 届出者の住民票の写し（法人にあっては、法人の登記事項証明書）

3 条例第23条第1項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（1） 販売を開始しようとする利用カードの呼称

（2） 自動販売機を使用して利用カードを販売する場合は、当該自動販売機の設置場所の提供者の氏名又は名称、住所又は事務所の所在地及び電話番号

4 条例第23条第2項の規定による届出は、利用カード販売届出事項変更（廃止）届出書（第6号様式）により行わなければならない。

5 前項の利用カード販売届出事項変更（廃止）届出書には、第2項各号に掲げる図書のうち、変更事項に係る図書を添付しなければならない。

（指定個室営業に係る立入禁止の表示方法等）

第11条 条例第27条第5項の規定による表示は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

（1） 施設の全部について指定を受けた者 当該施設の入り口に第7号様式により表示すること。

（2） 施設の一部について指定を受けた者 当該指定を受けた場所の入り口に第8号様式により表示すること。

2 条例第27条第6項に規定する申請は、指定解除申請書（第9号様式）により行わなければならない。

（有害役務提供営業に係る立入禁止の表示方法）

第11条の2 条例第27条の4第2項の規定による表示は、営業所の入り口に第7号様式を表示することにより行うものとする。

（有害役務提供営業に係る従業者名簿の記載事項）

第11条の3 条例第27条の5第1項に規定する規則で定める事項は、性別、住所、従事する業務の種類、雇入の年月日並びに退職の年月日及びその事由とする。

（商品券等）

第12条 条例第28条第1項第2号に規定する規則に定めるものは、証票その他の物（商品券を除く。以下この条において「証票等」という。）に記載され、又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下この条において同じ。）により記録される金額（金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。以下この条において同じ。）に応ずる対価を得て発行される証票等（電磁的方法により証票等に記録される金額に応ずる対価を得て当該金額の記録の加算が行われるものを含む。）で

あって、その発行する者又は当該発行する者が指定する者から物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために提示、交付その他の方法により使用することができるものとする。

(有害薬品類等の指定)

第13条 条例第34条に規定する規則で定める薬品類等は、有機溶剤（労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第6の2に掲げる物をいう。以下この条において同じ。）又は有機溶剤の含有物（有機溶剤と有機溶剤以外の物との混合物であって、有機溶剤を当該混合物の重量の5パーセントを超えて含有するものをいう。）で、毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）第32条の2に規定する物以外のものとする。

(インターネット利用に係る端末装置の設置施設)

第14条 条例第35条第2項に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）
- (2) 学校教育法第124条に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）
- (3) 学校教育法第134条第1項に規定する各種学校
- (4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第1項又は第2項に規定する施設
- (5) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (6) 条例第26条第1項第2号に規定する施設
- (7) 主として青少年の研修又はレクリエーションの用に供する施設

(青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない理由等)

第15条 条例第37条第1項に規定する規則で定める理由は、次に掲げる理由とする。

- (1) 当該青少年が就労しているため、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することにより当該青少年の業務の遂行に著しい支障を生ずること。
- (2) 当該青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかっているため、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することにより当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。
- (3) 保護者が当該青少年の携帯電話インターネット接続役務の利用状況を適切に把握する等により、当該青少年がインターネット上の青少年有害情報の閲覧をすることがないようにすること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないことがやむを得ないと認められる理由として知事が別に定めるもの

2 条例第37条第1項及び第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 申出年月日
- (2) 当該保護者の電話番号その他の連絡先

(役務提供契約の締結時等における説明事項)

第16条 条例第39条第3号に規定する規則で定める事項は、青少年が携帯電話端末等からインターネットを不適切に利用することにより犯罪を誘発し、又は犯罪による被害を受けるおそれがあることとする。

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の公表)

第17条 条例第40条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 当該勧告を受けた者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 当該勧告の内容及び当該勧告に従わない事実
- (3) その他知事が必要と認める事項

2 条例第40条第2項の規定による公表は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

(青少年指導員等)

第18条 条例第43条第2項に規定する規則で定める者は、少年補導員（地域において少年（少年法（昭和23年法律第168号）第2条第1項に規定する少年をいう。）の健全な育成に資する取組を行う者として警察署長が委嘱する者をいう。）とする。

(青少年の保護に係る職員の指定)

第19条 条例第47条及び第48条に規定するその他の職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 児童福祉司
- (2) 福祉に関する事務所に勤務する社会福祉主事
- (3) 青少年の補導に関する事務に従事する職員

(立入調査に係る職員の指定)

第20条 条例第51条第1項に規定する知事の指定した者は、次に掲げる者とする。

- (1) 福祉子どもみらい局子どもみらい部長
- (2) 福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課に所属する職員のうち、別に指定する者
- (3) 地域県政総合センター所長及び地域県政総合センター副所長
- (4) 地域県政総合センターに所属する職員のうち、別に指定する者

2 条例第51条第3項に規定する知事の指定した者の身分を示す証票は、第10号様式とする。

(有害興行等の指定等の要請)

第21条 何人も、知事に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める規定による指定を要請することができる。

- (1) 興行又は図書類が条例第9条第1項各号のいずれかに該当すると認める場合 同項又は条例第10条第1項
- (2) 図書類の制作又は販売を行う者の組織する団体が第5条の基準に該当すると認める場合 条例第13条第1項
- (3) 玩具類が条例第15条第1項各号のいずれかに該当すると認める場合 同項

2 何人も、広告物の内容が条例第9条第1項各号のいずれかに該当すると認める場合は、知事に対し、条例第20条第1項の規定による措置命令を要請することができる。

(届出書等の提出部数)

第22条 条例及びこの規則の規定により知事又は地域県政総合センター所長に提出する届出書及びその添付図書の提出部数は、正本1通及びその写し1通とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則(以下「新規則」という。)は、平成23年4月1日から施行する。

(神奈川県青少年保護育成条例施行規則の廃止)

2 神奈川県青少年保護育成条例施行規則(平成8年神奈川県規則第101号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(旧規則の廃止に伴う経過措置)

3 新規則の施行の際現に行われている旧規則第6号様式による自動販売機等届出表示は、新規則第4号様式による自動販売機等届出表示とみなす。

4 旧規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

5 事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年神奈川県規則第39号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成23年10月21日規則第72号)

この規則は、平成23年12月1日から施行する。

附 則(平成24年6月19日規則第74号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第42号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月20日規則第15号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月29日規則第17号)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の第10号様式により交付されている証票は、改正後の第10号様式により交付された証票とみなす。
- 3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成28年12月27日規則第103号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月31日規則第2号）

この規則は、平成30年2月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第23号）

この規則中第1条及び次項から附則第37項までの規定は、平成30年4月1日から（略）施行する。

附 則（平成30年7月13日規則第63号）

- 1 この規則は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の第10号様式により交付されている証票は、改正後の第10号様式により交付された証票とみなす。
- 3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成30年12月28日規則第77号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月25日規則第15号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和4年9月30日規則第58号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月10日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。